最近の液化石油ガス行政について

令和3年2月

中国四国産業保安監督部 保安課

目 次

- <u>1.最近のトピックス</u>
 - ・2021年1月14日に発生した爆発死亡事故
 - ・新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置
 - ①液石法施行規則に規定する延長措置
 - ②保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程 の認可に係る運用及び解釈の一部改正
 - ③液化石油ガス法施行規則の機能性基準に関す る運用の一部改正
- ||. 2020年度立入検査結果等について
- <u>Ⅲ. 2020年LPガス事故発生状況</u>
- Ⅳ.液石法手続の電子化について
- V.ご提案

I. 最近のトピックス

- 令和3年1月14日(木曜日)午前10時40分頃に秋田県内の一般住宅で何らかの原因で爆発事故が発生。原因は現在詳細調査中。人的被害:死者1名
- 落雪により調整器のガス容器接続部及びガスメーターの供給管・配管接続部が損傷し、 いずれかからガスが漏えいしたものと推定。雪下ろしの雪に囲まれた家屋の周辺や床下に、 漏えいしたガスが滞留し、何らかの原因でガスに着火して爆発したものと推定。



・令和3年1月19日(火)経済産業省HPにて、ニュースリリース(本ページに注意喚起を掲載)。

注意喚起について

- 1.<u>雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えないよう注意</u>してください。 また、雪下ろしの際は、隣接する住宅等のガス設備にも注意してください。
- 2.屋根からの落雪の影響によりガス漏れが発生していないかなど、ガス設備の安全を確認してください。
- 3.<u>これまでに事故が発生したガス設備の多くは、雪囲いや保護板の設置等の雪害対策がとられていませんでした。使用中のガス設備に雪害対策がとられていない場合は、L P ガス販売事業者に相談してください。</u>
- 4.緊急時に容器バルブを閉止できるように、ガス設備周りの通路を除雪しておいてください。
- 5.ガス臭いと感じたら、すぐに L P ガス販売事業者へ連絡するとともに、下記の事項を厳守してください。
 - ・使用中の火気は全部消してください。・火気は絶対に使用しないでください。
 - ・着火源となる換気扇、電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。
 - ・ガス栓やメーターガス栓を閉めてください。
- 6.ガス漏れの発生を素早く認知するには、ガス漏れ警報器の設置が効果的です。なお、ガス漏れ警報器は、 常に電源コンセントに接続しておいてください。

- 供給設備・消費設備の点検・調査及び周知について、令和3年2月5日から同年3月 31日までに点検・調査期間を迎える場合には、その期限を4カ月延長。
- ガスメーター以外の保安確保機器の期限管理においては令和3年2月から同年3月までに管理期間が終了するものについて4カ月延長。

LPガス供給設備点検 消費設備調査 等 (認定販売事業者も含む)

左記の<u>点検・調査期間</u>が <u>令和3年2月5日~3月31日</u> の間に終了する場合は、 下記のとおり<u>点検・調査期間を4ヵ月延長</u> することが可能となります。



4

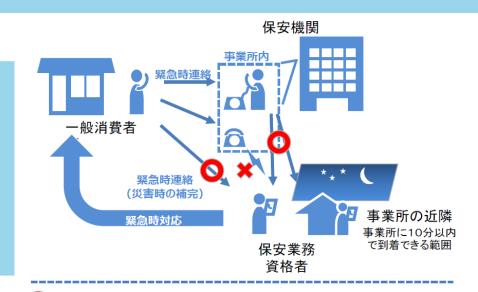
- 液化石油ガス法施行規則第29条に規定されている、緊急時対応の技術的能力に係る 運用及び解釈についての一部改正
- ただし、本資料作成時(令和3年2月22日)現在はまだ未定稿であり、今年度中には 公布・施行予定

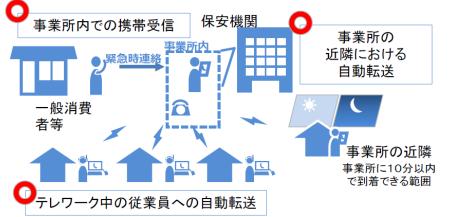
従来の緊急時対応

- 緊急時対応は一般消費者等から緊急時連絡を受けた場合、直ちに出動し事態の収束を図る必要がある。そのため緊急時連絡は確実に対応できる体制を取る必要があるため、事業所における常駐が義務づけられている。
- また電波の状況による影響や電話を取りそびれること等により、一般消費者等からの緊急連絡を受けられないことが想定されるため、災害時等を除く携帯電話への通知又は転送は常時配置と見なさないこととされている。

今回の改正案

- 最近の通信技術の向上や、新型コロナ感染 症を受けたテレワークの増加等を勘案し電 話転送の基準について、一部を緩和することとする。
- 確実に保安業務の遂行できる体制構築を前 提に原則携帯電話等への転送を認めること とする。





液化石油ガス法施行規則の機能性基準に関する運用の一部改正

- 液化石油ガス法施行規則の運用基準 例示基準「30.調整器の調整圧力及び閉そく圧力がに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法」の一部改正
- 圧力確認を行う代替措置として、マイコンメータ表示、その他データを元に計算した値を使用する方法の手法の追加

<例示基準30. 調整器の・・・確認方法 3. 新旧対照表 抜粋>

② 供給圧力差を計算して確認する方法

[新設]

- (i) 当該調整器が生活の用に供するものにあっては、当該圧力検知 装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738 Ⅱ. 設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を 算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響 又は表示により警報を発する最低圧力と 2.0kPa との差圧より小さい ことを確認すること。
- (ii) 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該 圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738 II.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時 の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自 動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適 応した最低圧力との差圧より小さいこと及び当該調整器の容量が燃 焼器に適合したものであることを確認すること。

(iii) (i)(ii)の圧力差を算出した者、算出日、算出根拠(ガス流量、配管径、配管長さ、継ぎ手の種類・数量を含む)について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。

Ⅱ. 2020年度立入検査結果等について

1. 管内販売事業者、保安機関及びその事業所総数(R3.1.1)

販売事業者: 15社 販売所数: 114所

保安機関: 38社 事業所数:187所(うち、113所は販売所を兼ねる)

2. 年度別立入検査実施事業所数

年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2
販売所兼保安機関事業所	14	13	14	9	16	11	13	10	12	7
保安機関事業所	6	8	6	12	5	8	9	7	7	4
合 計	20	21	20	21	21	19	22	17	19	11

今年度の指摘状況

1. 文書指摘

質量販売に係る保安業務の未実施の疑い	2件
緊急時対応に係る体制の不備	1件

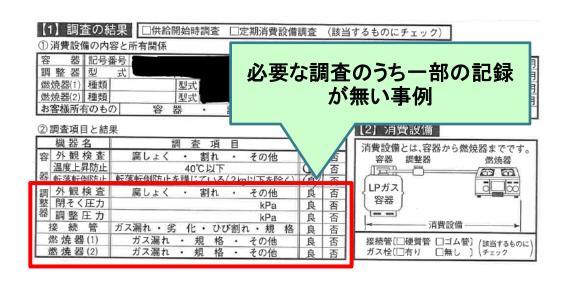
2. 口頭指摘

保安業務に係る帳簿等の記録の不備	10件
保安業務委託契約や保安業務規程の遵守の不備	2件
保安業務委託契約書の内容の不備	9件
緊急時対応の際の到着時間の大幅超過	1件
14条書面の記載内容の不備	3件
外注設備工事の試験結果に対する未確認	1件
合 計	26件

質量販売に係る保安業務の未実施の疑い(2件)

質量販売におけるLPガスの最初の引き渡しの際の供給開始時調査は、実施結果を14条書面に記載している。

しかし、必要な調査のうち一部の記録が無い事例が1件、全部の記録が無い事例が1件あった。



【法第34条】 【規則第37条第1項第1号】

原因

: 質量販売に係る保安業務に ついて、実施すべき作業が明 確でなかった。

改善事例1

: 質量販売の際のマニュアル・チェックシートを作成し、複数人の業務主任者と業務主任代理者で作業結果の確認をする。

改善事例2

: 質量販売の受付の際に作業指示書を発行し、 対応者は指示書に従い作業を行い、業務主任 者は指示書を元に作業結果の確認をする。

緊急時対応に係る体制の不備(1件)

保安業務告示にて、緊急時対応にあっては原則30分以内の到着と措置を行うことが出来る体制 の確保を求めている。

しかし30分を超過して到着していた事例が同時期に複数生じており、その事実に対する対応策 を検討していなかったため、緊急時対応に係る体制が不備と判断した。

【法第27条第1項第4号】【保安業務告示第2条第2項第3号口】

改善事例1

:保安教育を実施し、下記のように対策を行った。

遅れた原因1

: 初動の電話での状況確認で時間がかかった。

遅れた原因2

: 渋滞に巻き込まれたため。

原因1に対する改善事例

:緊急性の程度に対応した出動判断基準を設定し、それに基づきスムーズな初動対応を行う。

原因2に対する改善事例

:道路交通情報を入手し渋滞を避ける。

:30分以内の到着が難しいと判断した場合、比較的近い距離にいる従業員に応援要請をする連絡手段を持っておく

0

今年度の主な指摘事項:口頭指摘(1/3)

保安業務に係る帳簿等の記録の不備(10件)

14条書面の部分交付について、どの一般消費者等にどの書面を交付したか確認できなかった ※1	5件		
周知業務の帳簿の記載事項「周知の内容」の記載が無かった ※2			
定期消費設備調査の帳簿の記載事項「結果」の記載内容の一部に不備があった			
緊急時対応にともなう漏えい調査の実施者名が記録されていなかった	1件		
合 計	10件		

※1 法第14条に基づく書面の部分交付を同時期に複数回実施していた。その際、 一般消費者等ごとに異なる複数の書面を交付しており、どの消費者にどの書面を交付 したかが確認できず、結果として適切な書面を交付しているか確認できなかった。

※2 周知自体が年に1回のためその内容は明らかであることから、空欄でもよしとしていたとのことだった。しかし一般家庭用と業務用厨房用とでは周知の内容は異なることから、何を交付したか分かる程度で良いので内容について記載するよう指導した。

今年度の主な指摘事項:口頭指摘(2/3)

14条書面の記載内容の不備(3件)

保安機関(緊急時以外)変更の部分交付にて、連絡先の記載がなかった	1件			
質量販売における14条書面について、販売形態や一部調査項目等で記載漏れがあった	1件			
14条書面の記載内容について、記載の欠落等の不備が散見された				
合 計	3件			

緊急時対応の到着時間の超過(1件)

緊急時対応において30分を大幅に超過して到着した事例に対し、対応策が検討されていなかった。

外注設備工事の試験結果に対する未確認(1件)

外注先工事業者から提出された気密試験等の結果報告について、そのままファイルに綴られているだけで、業務主任者として確認していなかった。

今年度の主な指摘事項:口頭指摘(3/3)

保安業務委託契約書の内容の不備(9件)

法人一般消費者等の代表者氏名の提供がなかった			
委託保安業務に係る一般消費者等のリストに日付の記載がなく、最新のものが区別できなかった			
法令で定める記載内容の不足 ※1	3件		
誤記	2件		
合 計	9件		

※1 委託契約書において、保安業務の実施や結果の連絡の方法等が委託先保安機関の保安 業務規程によると記述されていた。しかし該当の保安業務規程が取得されておらず、契約の内容 が分からない状態になっていた。

保安業務委託契約や保安業務規程の遵守の不備(2件)

保安業務委託契約や保安業務規程で保安業務結果を報告する期限を定めていたが、報告書類 に報告日付の記載が無く、期限を遵守しているか確認できなかった。 Ⅲ. 2020年LPガス事故発生状況

2020年のLPガス事故の概要(中国地域:12月末)

(発災県別)

				()0)	1 4 7 5 5 7					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取県	4	4	2	1	2	2	10	5	5	3
島根県	1	1	1	2	0	0	1	0	1	4
岡山県	6	2	1	3	1	3	7	5	7	8
広島県	6	3	5	6	4	9	3	9	6	14
山口県	5	4	4	4	3	1	1	7	4	1
合 計	22	14	13	16	10	15	22	26	23	30
うち負傷者数	5	5	4	11	2	0	6	8	4	1

・事故件数は前年比7件 増加の30件

<主な特徴>

- ・負傷者(軽傷者)は1名
- ・広島県内の事故が大 幅増加

(現象別)

は負傷(症)者が発生した県

				())	*****					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
漏えい	11	9	5	6	6	13	17	14	15	· 18
漏えい火災	6	4	6	2	2	0	0	0	1	2
漏えい爆発	3	1	2	8	2	2	5	4	3	0
CO中毒·酸欠	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
その他(盗難)								6	4	10
合 計	22	14	13	16	10	15	22	26	23	30

く主な特徴>

- ・漏えいと盗難に大別
- ・盗難が前年比6件増加
- ・漏えい爆発は0件

(起因者別)

(RED IN)										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一般消費者等	9	1	3	4	4	1	3	7	4	2
販売事業者等	7	2	2	2	3	7	4	5	4	4
一般消費者等及 び販売事業者等	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
その他の事業者	4	6	7	5	2	6	13	7	9	10
雪害等	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0
その他、不明	2	2	1	4	1	1	1	6	6	13
合 計	22	14	13	16	10	15	22	26	23	30

<主な特徴>

- ・その他、不明が大幅増
- →盗難増加分

16

<2020年10月 島根県> 解体工事業者によるガス管破損漏えい事故

概要

- 集団供給地区(10戸)のうち、空き家の1件を解体工事業者が解体中に立ち上がりの供給管を切断し漏えい(人的、物的被害無し)
- 切断面は解体工事業者により木くずが詰め込まれており、また破損した供給管及び ガスメーターは現場に投棄されていた。

処置

● 保安機関埋設管継手部をキャップ止めしたうえで、後日、残りの埋設供給管を撤去。

原因

- 解体工事業者から販売事業者に対する事前連絡がなかったこと
- 解体工事業者は、空き家の周囲にLPガス容器が設置されていなかったため、事前連絡不要と誤認(=集団供給地区という認識がなかったと思われる)

(例 第

- 自社管理の集団供給地区において、現在供給していない家屋等の有無の把握
- 有りの場合、引込管の切り離し箇所の確認及び解体予定等の有無の把握

<2020年11月 広島県> 下水道工事業者によるガス管破損漏えい事故

概要

● 一般住宅において、消費社宅内の下水道改修工事中にガス消費管埋設部をコンクリートカッターで切断してしまい漏えい(人的、物的被害無し)

処置

- 下水道工事業者 バルブ閉止
- 保安機関 プラグ止めしたうえで、ガス供給を再開。

原因

● 下水道工事業者から販売事業者に対する事前連絡がなかったこと



● 消費者及び工事業者に対する周知

<2020年12月 鳥取県> 集合住宅における埋設供給管の漏えい事故

概要

- 集合住宅の入居者より、ガス器具が使用できない旨の連絡があり、現地調査したところ全てのLPガス容器(50kg×3本×2系列)がガス切れ状態であった。
- 詳細調査したところ、屋外埋設白ガス管より漏えい発見(人的、物的被害無し)

処 置 ● 保安機関 仮設供給の実施。漏えい箇所の改修

原因

- 埋設白ガス管の腐食によるねじ部の減肉
- 建物周囲の地盤沈下



- 可とう性のある管(ポリエチレン管等)への入替
- 他の埋設白ガス管を設置している案件の調査



<2020年10月 広島県> 一般住宅におけるガスメーター締め込み不足の漏えい事故

概要

- 集中監視システムに使用時間オーバー予告が検知され、消費者に連絡したところ、「ガス臭い」とのことだったため、現地確認したところメーターユニオンの締め込み不足による微少漏えいを発見。
- 消費者はのどの痛みと気分が悪くなり、救急車で病院受診。点滴を受けた。

処置

● 保安機関再度、締め込みを実施

原因

- メーター交換時の締め込み不足事故発生日の前日にガスメーターを交換しており、その際に締め込み不足があった。
- 漏えい検査後の確認不足 メーター交換後、検知液で漏えい検査を実施しているが、目視確認が不十分

(例 第)

- 漏えい検査実施後の確認の徹底(検査することを目的化しない。あくまで手段であることを再認識すること)
- 事故事例の社内での共有と保安教育の実施

<2020年11月 岡山県> 共同住宅における調整器による漏えい事故

概要

● 共同住宅の入居者からガス臭ありとの連絡があり、調査したところ、自動切替調整器(製造年月:2014年10月)からガス漏れを確認。

処置

● 保安機関 自動切替調整器を交換

原因

● メーカー調査の結果、製造時に微細な異物(砂粒状)の付着が判明

<2020年11月 広島県> 共同住宅における調整器による漏えい事故

概要

● 共同住宅の入居者からガス臭ありとの連絡があり、調査したところ、自動切替調整器(製造年月:2013年6月)からガス漏れを確認。

処置

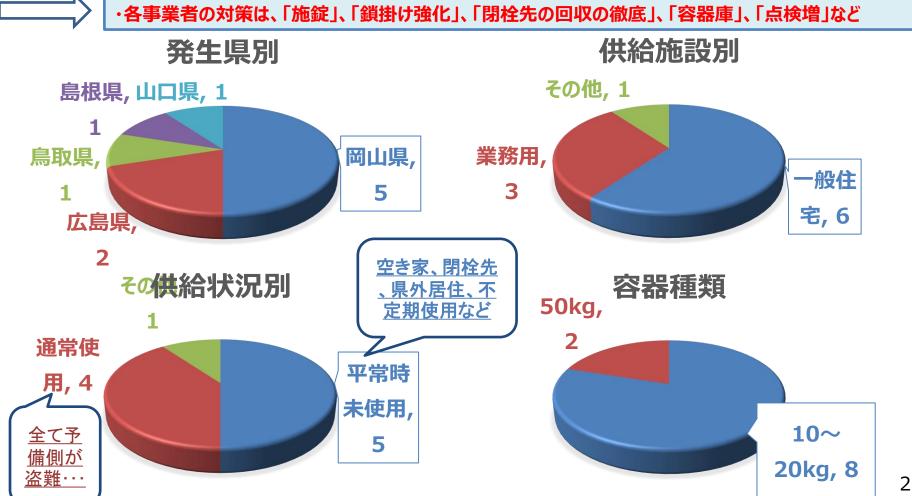
● 保安機関 自動切替調整器を交換

原因

● メーカー調査の結果、調整器への微細な異物(砂粒状)の付着が判明

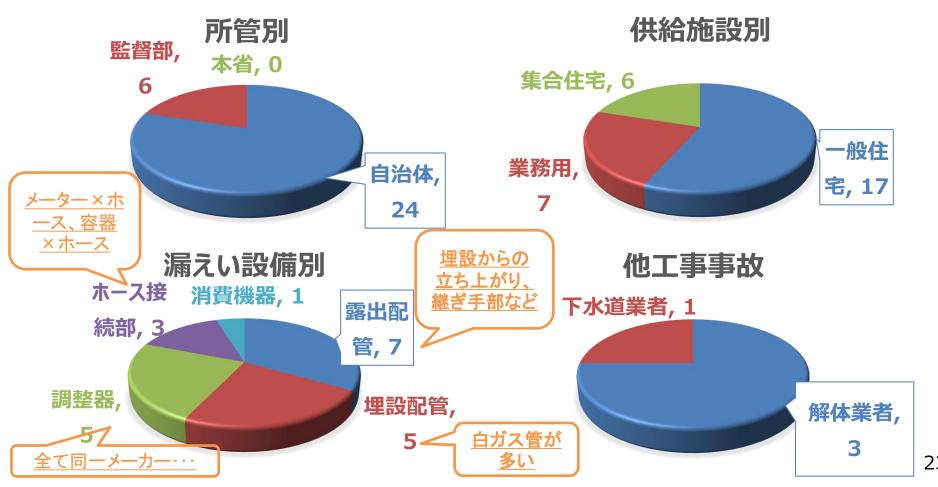
2020年中国管内LPガス容器「盗難」事故について(まとめ)

- 盗難は比較的どの県においても発生しているが、2020年は岡山で多く発生している。
- 供給状況別では空き家や県外居住など、平常時未使用の一般住宅で多く発生。
- 盗難にあった容器はほとんど10~20kgの小型容器。



2020年中国管内LPガス事故について(その他まとめ)※前ページの盗難事故含む

- 所管別では自治体所管で比較的小規模の事業者において多く発生している。
- 供給施設別では、一般住宅で多く発生。
- 漏えい設備別では、露出及び埋設配管及び調整器での漏えいが多い。
- 他工事事故は、集団供給地区での一般住宅解体時の事故が多い。



IV. 液石法手続の電子化について

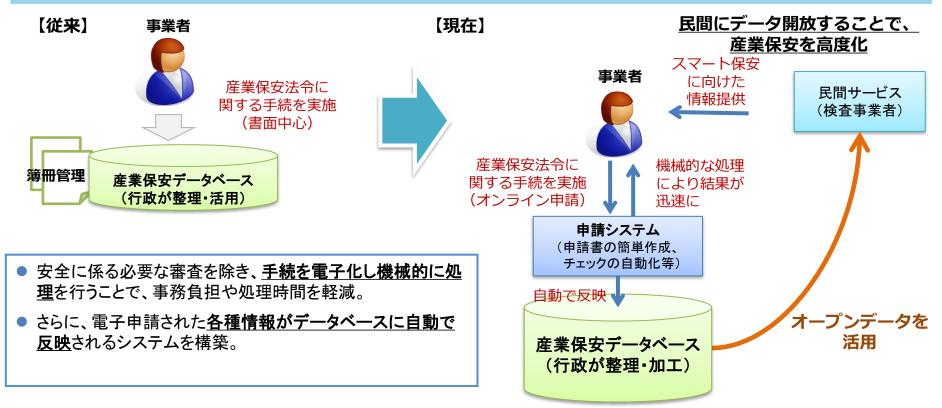
本日お伝えしたいこと!

 LP法に係る全ての届出、申請を「保安ネット」で 提出を(できる限り)お願いします!

• 開始時期は、令和3年度以降(4月1日~)

(1)保安ネットの運用開始

- 経済産業省本省、各地方の産業保安監督部に提出されている年間約25万件(内 液石法に関する手続きは年間約4千件)の産業保安・製品安全法令における申請に 関し、官民双方のコスト合理化・情報の電子化を図るため、審査・提出書類の抜本的 見直し、申請オンライン化に着手。
- ・ 2019年度からシステムの段階的運用開始。



(2) 保安ネットについて

• 産業保安システムの導入により申請者及び経済産業省本省、産業保安監督部での 対応工数削減が可能。

申請者での工数削減

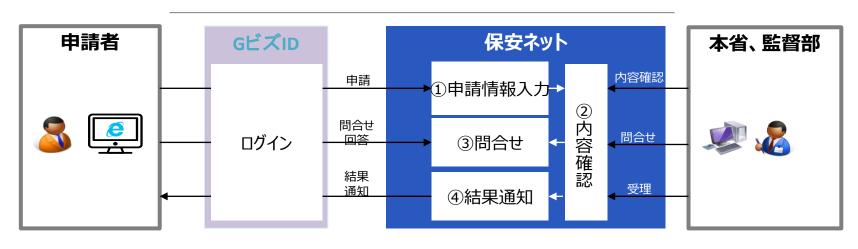
- ✓ 窓口時間に左右されず、申請者にとって都合のよいタイミング (24時間365日いつでも)での届出/申請を可能とする
- ✓ 複数手続での同一情報の二重入力を極力なくし、申請情報登録 の負荷を軽減する。
- ✓ システムで判定可能な申請情報を自動チェックすることで<u>再訪問・</u> 提出を削減する。
- ✓ 対面や電話で実施していた問合せをシステム上で実施することで、 申請作業を円滑化する。

監督部等での工数削減

- ✓ 申請の内容確認、承認・決裁作業を全てシステム上で実施し、申請確認及び承認に係るリードタイムを削減する。
- ✓ 属域的・属人的に行われていた審査・承認業務を標準化するととも に、不要な添付書類の確認等を排除し、業務の効率化を図る。



保安ネットのサービスイメージ



(3) 液石法での届出状況

- 液石法に基づく手続については、2020年1月6日から運用開始。
- 2020年12月末時点において、33件/70件(管内)が電子にて届出。
- 今後も利用促進に向け、周知を行っていく。







液石法に基づく届出状況

日山土	申請数(件)						
届出先	紙申請	電子申請	総計	(%)			
監督部	37	33	70	47.4×			

※コロナ禍の影響により、講習日程の中止・延期による保安ネットのシステム対応が間に合わず、事業者の多くが保安ネットから紙申請に変更

液石法における電子届出対象手続

業務主任者等選任(解任)届書

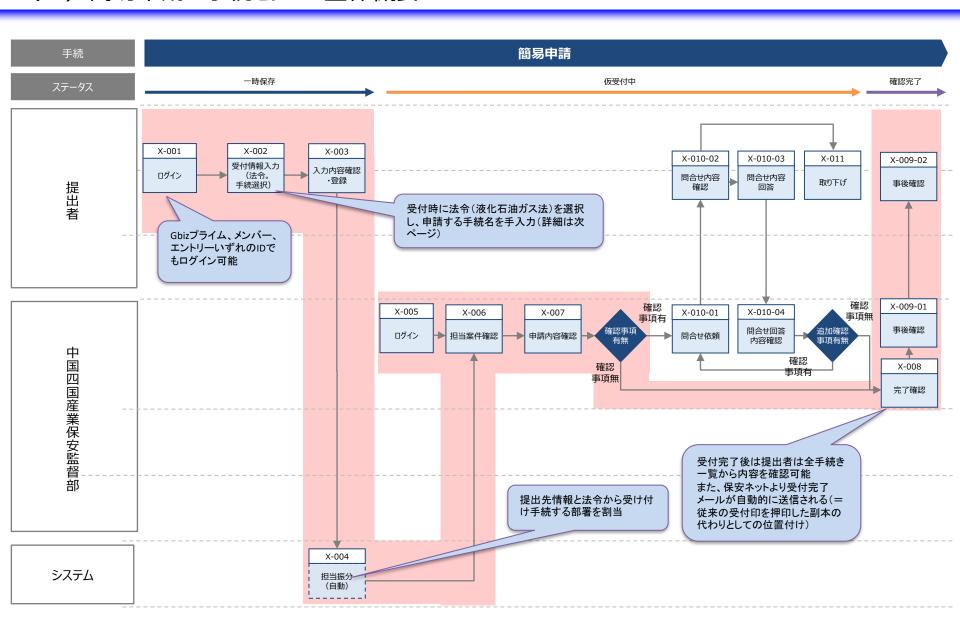
(4) 簡易申請の運用開始

- 電子届出に続き、2020年6月1日から<u>「簡**易申請」**</u>の運用開始。
- 「簡易申請」 とは、業務主任者等選解任届書以外の申請、届出についても 保安ネットで提出できるようにした仕組みのこと。
- 従来、紙で提出(郵送、持参)していた申請書類、添付書類をPDFにしたう えで、保安ネットの簡易申請画面から添付する手続き。

	紙申請·届出	電子届出	簡易申請
対象手続	全申請、届出	業務主任者選解任届 出	業務主任者選解任届 出 <mark>以外</mark> の全申請、届出
提出方法	郵送もしくは持参	保安ネット	保安ネット
申請書、届出 書の作成	必要	不要	必要
添付書類	必要に応じて	必要(選任の場合)	必要に応じて
押印(代表者印)	不要 (2020.12.28~)	不要	不要 (2020.12.28~)
メリット	行政と直接やり取り (持参の場合)	書類作成が不要	テレワークでの対応が可能 省資源、郵送コスト不要、保安 ネット上での入力が少ない
デメリット	手続きが煩雑	業務主任者の届出のみ	書類作成が必要

2. 簡易申請の概要

(1) 簡易申請の手続きフロー全体概要



- 2. 簡易申請の概要
- (2) 簡易申請の手続きフロー詳細①
- ①「新規手続(簡易申請)」メニュー押下



③「基礎情報」タブの提出者情報を確認し、 右下の「添付書類へ」ボタン押下

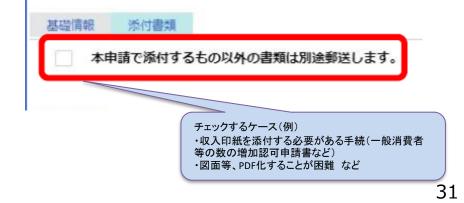


②法令→手続名→手続名(その他)→提出先



④必要に応じて「添付書類」タブの真下のチェック ボックスを確認(基本的にはチェック不要)

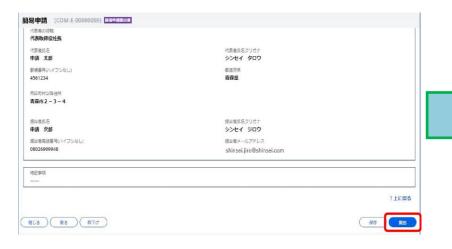




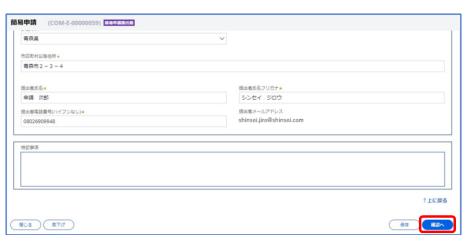
- 2. 簡易申請の概要
- (2) 簡易申請の手続きフロー詳細②
- ⑤「新規追加」ボタン押下してファイルをアップロード



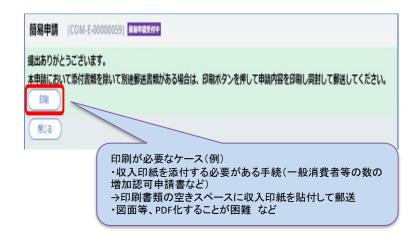
⑦入力内容を確認し、右下の「提出」ボタン 押下



⑥右下の「確認へ」ボタン押下



⑧必要に応じて「印刷」ボタン押下して申請内容を 印刷(基本的には印刷不要)



V. (最後に)ご提案

ご提案!

• 「中国四国産業保安監督部」と個別ミーティング (意見交換、質疑応答、要望事項etc)しませんか?

→理由: コロナの影響も有り、監督部⇔事業者様とのコミュニケーションが不足。現状は監督部からの一方的な通知だったりお願いをするということがほとんどであるが、より良い「LP保安」を実現するためには、双方向のコミュニケーションが必要ではないかという問題意識から。

・ 実施時期は、令和3年3月中

ミーティング事項

何でもOK!!

- 例:・第1回保安連絡会議 講義資料P〇〇の××の部分について詳しく聞きたい。
 - ・保安ネットの簡易申請のやり方が分からないので、もう少し詳細に教えて欲しい。
 - ・液石法規則関係通達第○○条関係1.について、××の解釈で良いか確認したい。
 - ・液石法規則第○条▲項について、現場では××の理由で不適切なので改正してほしい。
 - ・コロナウイルスの影響もあり、○○について要件緩和してほしい。
 - ・コロナウイルスの影響もあり、保安業務にテレワークを導入したいがどうすればよいか。
 - ・2020年の事故で多発した調整器のメーカー名と型番を教えて欲しい。
 - ・認定販売事業者を目指しているが、まずどうすればいいか?
 - ・今後の液石法のスマート保安について、最新状況を知りたい。
 - ・事業譲渡やM&Aを積極的に実施していきたいと思っているが、相談できるところはないか?
 - ・今後、BCPを策定しようと考えているが、まずどうすればいいか?相談できるところはないか?
 - ・今後、LPだけでなく××の事業に参入したいと考えているが、支援策はないか?
 - ・○○税制について教えて欲しい。



毎月実施されている保安教育の一環として位置付けて、社内で質疑応答事項、 要望事項等を取りまとめ、監督部と個別ミーティングした結果を保安教育として フィードバックするというのはいかがでしょうか?

ミーティング実施までの流れ

監督部から全 事業者に連絡

- 動画公開1週間後を目処に、監督部(山下、河野)から中液協会員全事業者様まで連絡させていただきます。
- ◆その際、個別ミーティング実施を希望される事業者様については、その旨お伝えください。

ミーティング 事項の確認

- 当日のミーティングを円滑に実施するために、事前にミーティングしたい内容について確認させていただきます。希望する ミーティング事項の項目を監督部にお伝えください(監督部に伝える方法は、電話でもメールベタ打ちでも資料にまとめ ていただいても、どの方法でもOKで、特に細かい内容は必要なく、ざっくりどういう項目かをお伝えください)。
- 併せて、利用するW E B 会議システムを確認させていただきます。監督部で使用できるW E B 会議システムは、Webex、Skype for business、Microsoft Teams、Zoomです。

日程調整及び 接続テスト

- ミーティング日の日程調整(3月1日~31日)を実施します。
- 併せて、ミーティング本番までに接続テスト(5分程度)を実施します。

本番

- 当日は、監督部から詰問したりすることは全くありませんので、お気軽にどなたでも御参加いただければと思います。
- 必要に応じて(事業者様の希望があれば)中液協事務局にも同席いただき、有意義なミーティングを実施できれば 幸いです。